

海外インフラ展開支援事業基金 案件具体化事業について



【2019年度】廃棄物分野
メキシコ有識者招聘での施設訪問



【2019年度】チェコ・廃棄物分野
専門家派遣での打ち合わせ

2024年7月
海外ビジネスサポートセンター

案件具体化事業の実施背景・概要

1. インフラシステムの海外展開は、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を機に、世界全体で経済社会の変革が急務となり、従来謳われてきたレジリエンス強化に加えてデジタル化、脱炭素化のニーズが加速している。グローバルに新たなインフラニーズに柔軟に応えていく中、我が国がもつ優れた技術の具体化に向けた支援が重要となっている。
2. こうした中、ジェトロでは、2019年度より海外インフラ事業展開基金を活用し、FS調査や現地の技術実証を終えたインフラ・プロジェクトの獲得に向けた交渉段階にある個別企業の案件を支援する『インフラシステム輸出に向けた案件具体化事業』を委託形式で実施する。
3. 本事業は、公募による委託契約締結後、提案技術・サービスに精通した委託先関係者が現地出張し、売り込み先との交渉・協議・技術普及セミナー・意見交換会などを行う他、プロジェクト実施に必要な関連法制度や行政手続きなどを深掘り調査も実施する。また、相手国政府やバイヤーなどキーパーソンを招へいし、プロジェクト関連施設の視察や国内関係者との交流を深め、最終ゴールとなる成約を目指すもの。
4. 対象国は、外務省が定めるレベル2以上の国を除いた全世界を対象とし、複数カ国を必要とする場合は、その必要性を提案書に詳しく記載。
5. 対象分野、水・環境・廃棄物・エネルギー・鉄道・ロジスティクス・医療設備・都市開発（スマートシティ技術含む）・セキュリティ・農業・MaaS（Mobility as a Service）やIaaS（Infrastructure as a Service）などデジタルを活用したインフラシステム・その他の産業インフラ設備及びシステム。
6. 委託費上限は、一件あたり1,200万円（税込み）。財源は、海外インフラ展開支援事業基金。

今年度の実施スケジュール

- ◆ 採択件数は年間数件程度で、一件当たりの委託金額は上限1,200万円（税込み）。
- ◆ 事業実施期間は締結後より8か月。
- ◆ 採択のプロセスは、以下のとおり（※公示前のため取扱注意）。
 - ・ 第一回公募：2024年7月19日～9月13日※8月1日説明会予定
 - ・ 審査：ジェトロ内部2名および外部有識者4名による委員会を同9月下旬に開催（提案企業によるプレゼン形式）。委員会は2～3日を予定（応募件数による）。
- ◆ 採択方法：外部有識者からなる案件委員会を設置し、海外インフラ輸出に精通している有識者からなる計4名およびジェトロ事務局にて採択案件を選出する。委員会では、提案企業によるプレゼン形式とし、各社30分でプレゼンした結果を所定の審査票にて評価する（基礎点、加点方式）。委員の採点結果で合否を決定する。委員の選考は主に海外でのインフラプロジェクトに精通している複数の業界団体からの推薦。委員長、副委員長は設けない。
- ◆ 契約：2024年10月(予定)
- ◆ 採択結果はジェトロホームページで公開（案件名のみ）
- ◆ 採択企業は、事業終了後、所定のフォーマットで報告書をジェトロまで提出（報告書の公開は原則なし）。

<募集要項のポイント>

- (1) 海外展開向けのビジネスモデルの検討や実行に意欲および能力のある日本登記法人であるか。
- (2) 法人内において経営者・経営幹部を含めた合意が取れているか。
- (3) ジェトロおよび他機関が提供する支援等との併用の可否について、各支援先に予め確認しているか。また、併用可能な場合、本事業の遂行に影響（支障）を与えない実施体制であるか。
- (4) ジェトロとの連絡調整および各種提出物の作成や精算処理をはじめとする事務業務において、迅速かつ柔軟に対応できる実施体制および監理体制が整備できているか。
- (5) 本事業を実施・監理できる能力を有しており、実施主体として必要な専門家（業務経験10年程度以上）の確保ができているか。
- (6) ジェトロはモニタリング、助言および必要に応じた側面の支援のみを行うこととし、委託先が対象国や日本国内の関係者等と十分に協議したうえで、必要な調整、説明、資料の準備等を行うことを了承しているか。
- (7) 契約期間終了後に本事業のフォローアップが可能な担当者を配置し、フォローアップアンケートへの回答等の協力が可能か。
- (8) ジェトロとの連絡、面談、提出物等にかかるツールとして、Microsoft Teamsの使用（ゲストアカウントとしての登録）が可能であるか。
- (9) 提案製品・技術の分野が、国土開発（鉄道、道路等）、水処理（排水設備、上下水道整備等）、防災・災害対策（地すべり防止、地盤改良等）、廃棄物処理・リサイクル設備、エネルギー施設、医療設備、農業、物流、都市開発（スマートシティ技術を含む）、MaaS（Mobility as a Service）やIaaS（Infrastructure as a Service）等のデジタル技術を活用したインフラシステム、その他の産業インフラ設備およびシステムに該当するか。
- (10) **環境社会面において十分に配慮したうえで、ジェトロ環境社会配慮ガイドライン**
(<https://www.jetro.go.jp/disclosure/environment/>) に則った事業の提案を行っているか。
- (11) 支出総額が業務委託限度額の範囲内であり、業務委託契約金額のうち再委託費の総額が 委託費の総額を超えていないか。
- (12) 「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」（下記リンク）を確認のうえ同意・承諾できるか。
(https://www.jetro.go.jp/user_info/export_control.html)

※ジェトロにてスクリーニングののち、参加可否を判断することがあります。

<審査のポイント>

審査項目：

- ・①業務遂行体制・実績、②提案製品・技術、③実施計画・ビジネス委戦略の3項目（23問）
- ・基礎点および加点にて評価し、上位2者を採択（70点未満は一律不採択）
- ・環境社会配慮ガイドラインについて、ガイドラインに則った事業か基礎点にて評価（提案書の記載内容を評価）



提案書記入項目：

提案書に以下項目の記入を必須とした。またスクリーニング様式も提出要とする

・用地取得もしくは拡張の可能性の有無および雇用人数等について

・環境社会配慮にかかる調査概要

①調査内容・項目

→環境社会配慮にかかる必要な調査及び今回の調査におけるスコープ等

②既存調査の有無

→事業における環境社会配慮に関する既存調査有無

③環境社会影響の可能性

→事業の実施が環境社会影響に与える可能性の有無について記入してください。

・環境社会改善効果

→事業を実施することにより環境社会改善効果について

＜応募書類＞

- ①【フォーム01】応募申請書：正（押印）1部、写し7部
- ②【フォーム02】提案書(別紙1含む)：正1部、写し7部
※調査の基礎データ等は出所および著作権等を明確に示すこと。
- ③【フォーム03】支出計画書：正1部、写し7部および電子媒体（Excel形式）
- ④証憑（積算根拠）：電子媒体（PDF形式、別途配付のハンドブック参照）
- ⑤全省庁統一資格の審査結果通知書または日本貿易振興機構発行の等級確認結果通知書：写し1部（申請中の場合は申請書の写し）
- ⑥（該当者のみ）ワーク・ライフ・バランス推進に関する認定書類：写し1部

※④の原本は、採択者のみが後日提出すること。

※採択者決定までに応募申請書等に関し日本貿易振興機構より説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

※応募書類は、秘密保持に十分配慮したうえで本事業のみに使用する。また、応募書類は返却しない。

※受領した個人情報は、ジェトロ個人情報保護方針（<https://www.jetro.go.jp/privacy>）に基づき適正に管理する。